

**「福岡市街頭防犯カメラ補助金  
制度(維持管理費補助金)」  
ガイドブック**

福岡市 市民局 防犯・交通安全課  
(令和8年度版)

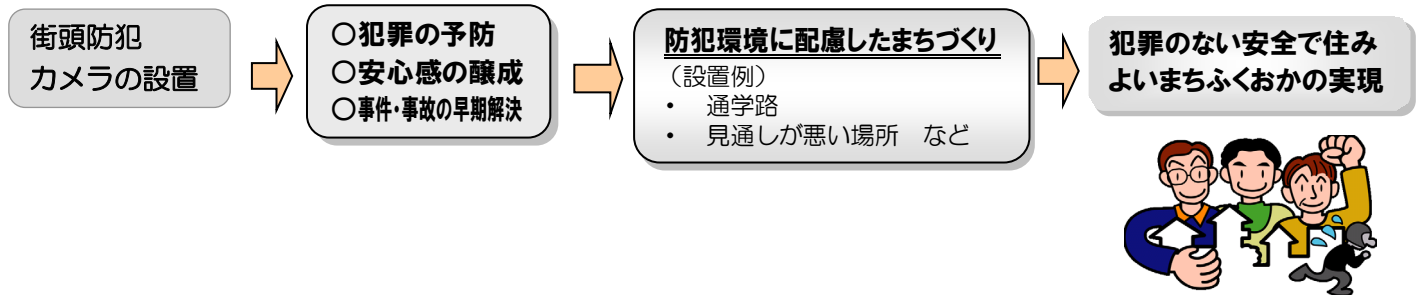
# 目 次

I 「街頭防犯カメラ補助金制度(維持管理費補助金)」の概要	1
1. 目的	1
2. 補助対象団体	1
3. 補助対象経費	1
4. 補助金額	1
5. 管理・運用	1
II 補助金交付の手続き	2
1. 令和8年度申請スケジュール	2
2. 交付の流れ	3
① 補助金の交付申請	3
② 補助金の交付決定	3
③ 補助事業の変更	3
④ 実績報告	3
⑤ 補助金の額の確定	3
III 福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱	4
IV 補助金交付申請書等(記載例)	7
V 関係書類作成例	10
1. 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面	10
2. 街頭防犯カメラ管理運用規程	11
3. 画像提供記録簿	12
VI Q&A	13
VII 問い合わせ先一覧	13

# I 「街頭防犯カメラ補助金制度(維持管理費補助金)」の概要

## 1. 目的

犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの維持管理費用の一部を助成し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取り組みを支援します。



## 2. 補助対象団体

自治協議会、自治会・町内会、その他市長が認める団体

## 3. 補助対象経費

電力会社と「定額電灯(小型機器)」の契約種別で契約している防犯カメラの維持管理費用を補助します。

## 4. 補助金額

防犯カメラ1台あたり3,000円/年

※年度当初に時点において維持管理している防犯カメラが対象です。

## 5. 管理・運用

防犯カメラの維持管理にあたっては、「福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱」(4ページ参照)を遵守し、プライバシー保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を行ってください。

また、防犯カメラの維持管理業務等を委託する場合には、「福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱」及び各団体が作成する防犯カメラ管理運用規程の遵守を契約の条件としてください。

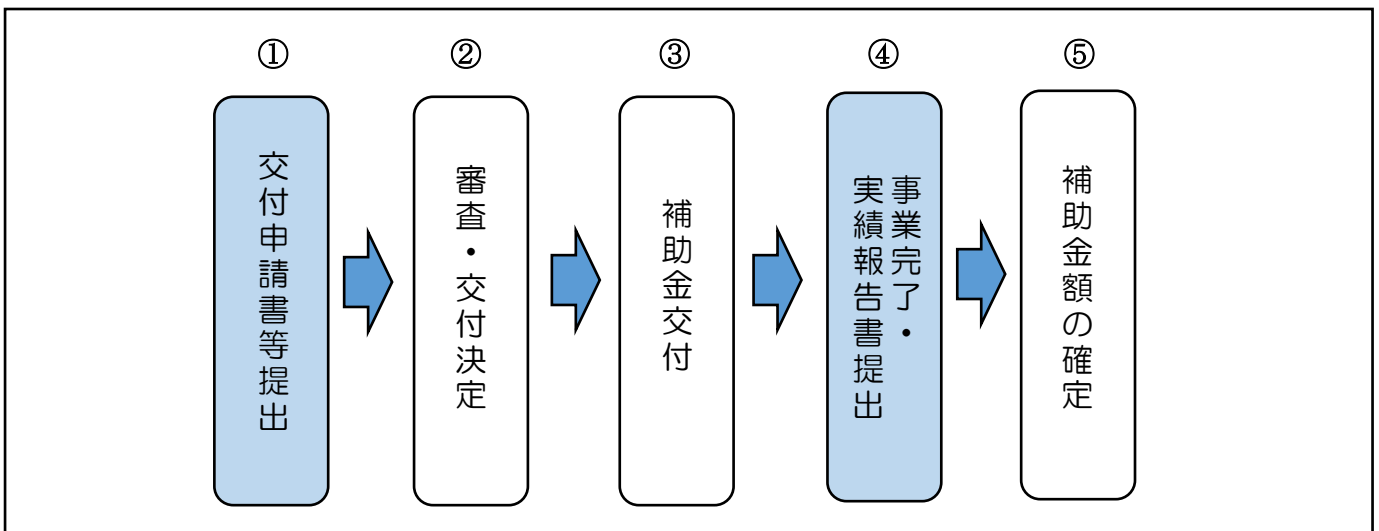
## Ⅱ 補助金交付の手続き

### 1. 令和8年度申請スケジュール

#### <申請スケジュール>

令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
設置費補助金		← 一次受付 →				← 二次受付(先着順) →						
維持管理費補助金		← 受付 →										

#### <補助金の流れ>



#### <関係書類の整備>

事業完了後5年間は、街頭防犯カメラ等を適正に管理運用するとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理してください。

【帳簿・証拠書類】(例)金銭出納簿、財産台帳、事業実績綴り、領収書綴り等

## 2. 交付の流れ

### ① 補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとする団体は、「**福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書(維持管理費補助金)**」(7ページ参照)に下記の書類を添えて期限までに提出して下さい。

- ① 電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収書の写し  
(令和8年4月分又は5月分で契約種別、防犯カメラの台数がわかるもの)
- ② 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面(※)
- ③ 維持管理している防犯カメラの現況写真(※)
- ④ 団体規約(自治協議会、自治会・町内会の規約等)・役員名簿
- ⑤ その他市長が指示する書類

(※) 以下に該当する防犯カメラの場合は省略することができます。

- ・福岡市街頭防犯カメラ設置補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ

### ② 補助金の交付決定

提出された交付申請書に基づき、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、「**福岡市街頭防犯カメラ補助金交付決定通知書(維持管理費補助金)**」を申請団体に交付します。

#### 請求書、口座振替依頼書の提出

※通帳表紙と通帳見開きの写しを合わせて提出してください。

## 補助金の交付

### ③ 補助事業の変更

補助金の交付決定後に、交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめご連絡のうえ「**福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更申請書(維持管理費補助金)**」(8ページ参照)を提出し、その承認を受けて下さい。

### ④ 実績報告

事業が完了したときは、速やかに「**福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書(維持管理費補助金)**」(9ページ参照)に下記の書類を添えて報告して下さい。

- ・その他市長が指示する書類

### ⑤ 補助金額の確定

市は、実績報告を受けた場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査確認し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、「**福岡市街頭防犯カメラ補助金確定通知書(維持管理費補助金)**」により通知します。

## 事業実績の確認

### Ⅲ 福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市街頭防犯カメラ補助事業によって設置、管理する街頭防犯カメラのプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラ(以下、「防犯カメラ」という。)

不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影範囲とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるもの

(2) 設置者 防犯カメラを設置し、管理を行う者

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように配慮すること。

(2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。

(3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とする。

(設置費補助金の設置場所所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置については、当該設置場所の所有者の同意(設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の許可)を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第5条 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。

(2) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者を指定すること。

(3) 防犯カメラにより撮影された画像(以下、「画像」という。)及び画像を収録した記録媒体(以下、「記録媒体」という。)の適正な管理を行うこと。

(4) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情や事故があった際は、速やかに対応、処理すること。

(5) 設置場所の所有者等の事情により、撤去等の必要が生じた際は、設置に伴う許可等の条件を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応すること。なお、撤去後速やかに市長に届出をしなければならない。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第6条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。

2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行わなければならない。

3 防犯カメラ及び画像記録装置については、管理運用責任者及び操作取扱者(以下、「管理運用責任者等」という。)以外の者が操作をしてはならない。

(画像及び記録媒体)

第7条 画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の保存期間は30日間を超えないこと。
- (2) 保存期間を経過した際は、速やかに消去すること。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外が行わないこと。

(画像提供の制限)

第8条 第三者への画像提供は禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、管理運用責任者等は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

2 前項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の範囲

(管理運用規程の策定)

第9条 防犯カメラの設置者は、本要綱の内容に基づき、次に掲げる事項を規定した街頭防犯カメラ管理運用規程を策定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理運用責任者及び操作取扱者
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限

(報告及び是正措置)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラの設置者に対し、防犯カメラの管理及び運用について報告を求めることができる。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要綱の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用については「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

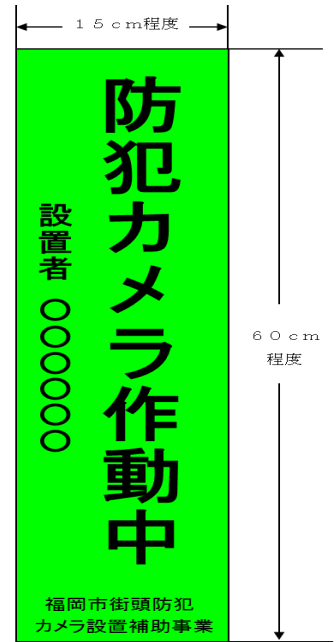
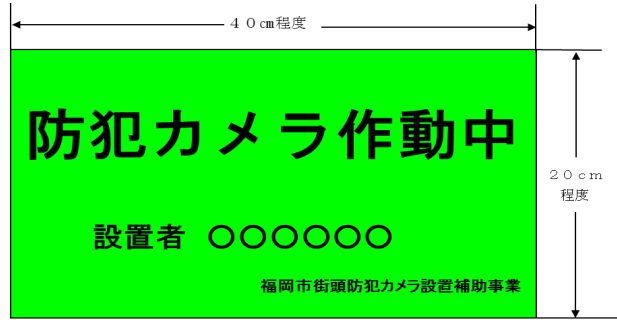
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

文字色	黒
背景色	黄緑



# IV 補助金交付申請書等（記載例）

（様式第2号）

## 福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書（維持管理費補助金）

（あて先）福岡市長

申請日 令和 8 年 5 月 15 日

団体名	〇〇校区自治協議会		〇〇 校区
団体所在地	福岡市 中央 区 〇〇1 丁目1 番1 号		
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇	生年月日	
代表者氏名	〇〇 〇〇	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
住所	福岡市 中央 区 〇〇		
電話番号	自宅	092-〇〇〇-〇〇〇〇	
団体担当者 （会長以外の場合）	氏名	〇〇 〇〇	

団体所在地は、団体規約・役員名簿等に記載されている住所を記載してください。

福岡市街頭防犯カメラ補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の実施にあたっては、貴市からの補助金を活用しており、円滑な運営が図れるよう、補助金の交付決定に際しましては、全額前払いにてご措置いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 補助事業執行に関する収支・事業計画

	防犯カメラ設置台数	補助単価	補助額 合計 (設置台数×補助単価)	
補助金交付申請額	4 台	3,000 円	(A) 12,000	円
防犯カメラ月額電気料金(4月又は5月分)		※電力会社の領収書・請求書を見て記入	1,600	円
年間電気料金見込み額(月額×12か月)			(B) 19,200	円
団体負担見込み額			(C) 7,200	円

#### 2. 補助事業の目的及び内容

地域における街頭犯罪の抑止や子どもの安全確保を図るため、防犯カメラを設置し、維持管理し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与する事業を行います。

#### 3. 関係書類

- 電力会社等発行の電気料金の領収書・請求書
- 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
- 維持管理している防犯カメラの設置場所
- 団体規約・役員名簿
- その他市長が指示する書類

(C) 団体負担見込み額  
= (B) 年間電気料金見込み額  
- (A) 補助額 合計

#### 4. 管理運用規程策定日 ※申請前に策定が必要です

〇〇 〇〇

#### 5. 管理運用責任者及び操作取扱者氏名

管理運用責任者

〇〇 〇〇

操作取扱者

〇〇 〇〇

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため警察への照会確認に使用することに同意します。

また、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことに同意します。

## 福岡市街頭防犯カメラ補助金交付変更申請書(維持管理費補助金)

申請日 令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体名	〇〇校区自治協議会		
団体所在地	福岡市 中央 区 〇〇1丁目1番1号		
代表者氏名	〇〇 〇〇		
代表者住所	福岡市 中央 区 〇〇2丁目2番2号		
電話番号	自宅	092-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和 8 年 6 月 20 日付 市防交 第〇〇〇号で補助金の交付決定の

通知を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

	当初	変更後	
1. 変更内容	補助台数	4台	3台
	補助申請金額	12,000円	9,000円
	団体負担額	7,200円	5,400円
2. 変更理由 変更理由を具体的に記入してください	年度途中で撤去することになったため		
3. 添付書類	(1) 変更後の設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 (2) 電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収書の写し (3) その他市長が指示する書類		

設置台数の変更等の理由を記入してください。



## V 関係書類作成例

### 1. 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面(設置箇所、設置方法について明記してください。)



## 2. 街頭防犯カメラ管理運用規程

### 〇〇校区自治協議会街頭防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 〇〇校区(△△丁目)における街頭犯罪の抑止を図ることを目的として設置する〇〇校区自治協議会街頭防犯カメラ(以下、「防犯カメラ」という。)について、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラは〇〇台設置し、設置場所、撮影範囲は別図のとおりとする。

(設置者)

第3条 防犯カメラの設置者は〇〇校区自治協議会会長とする。

既存柱への設置については、柱番号がある場合は記載してください

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (2) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (3) 撮影された画像(以下、「画像」という。)及び画像を収録した記録媒体(以下、「記録媒体」という。)の適正な管理を行う。
- (4) 設置、管理及び運用について苦情や事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (5) 設置場所の所有者等の事情により、撤去の必要が生じた際は、関係者等と協議を行い適切に対応する。

管理運用責任者等は「別表に定めるもの」として別紙に記載しても結構です。

(管理運用責任者及び操作取扱者)

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。

- 2 管理運用責任者は、〇〇〇〇とする。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。
- 4 操作取扱者は、〇〇〇とする。
- 5 防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者及び操作取扱者(以下、「管理運用責任者等」という。)以外の操作を禁止する。

(画像の取扱い)

第6条 画像及び記録媒体の管理は次の各号に定める。

- (1) 保存期間は〇〇日間とする。7日～30日間の範囲で設定してください。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外は禁止する。

(画像提供の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 刑事訴訟法等の法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

次のページへ続く

2 画像を提供したときは、次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の範囲

(その他)

第8条 この運用規程に記載していない事項は、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱」に基づき取り扱うものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

### 3. 画像提供記録簿

画像提供記録簿					
提供日時	利用目的	提供先	画像の範囲	対応者名 (管理運用責任者・操作取扱者)	設置者 確認欄
9/16 16時	捜査利用	中央警察署 刑事課 〇〇氏	1号機 9/10 10時~11時	〇〇〇〇〇	

撮影場所（複数台設置している場合）、撮影日時を記載してください。

## VI Q&A

Q1 補助金を防犯カメラの電気代以外に充てても良いですか。

電気料金以外の点検、保守等、防犯カメラの維持管理費用であれば**問題ありません**。

Q2 補助上限台数は設けていますか。

上限台数は**設けておりません**。

Q3 防犯カメラが設置されている旨の表示について注意する事はありますか。

防犯カメラ設置場所付近の見やすい所に設置し、バンド等でしっかりと固定してください。  
柱等に表示する場合は、福岡市屋外広告物条例により、地上から1.2m以上の高さに表示するよう定められています。（表示板材質：アルミニウム、合成樹脂 等）  
※設置後のいたずら等を考慮し、手の届かない程度（2m以上）の高さに設置することが望ましいと考えられます。  
※維持管理費補助金のみ申請される場合は、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業」の文言は省略可能です。

Q4 寄贈を受けて設置している防犯カメラは維持管理費補助金の対象となりますか。

**対象となります**。福岡市街頭防犯カメラ設置補助金を利用していない防犯カメラも維持管理費補助金の対象となります。

Q5 撮影する範囲などに決まりはありますか。

防犯カメラの設置にあたっては、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。  
その際には、カメラの角度調節やマスキング機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。  
撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

## VII 問い合わせ先一覧

### 1. 申請書類等の提出窓口

区名	担当課	電話番号	区名	担当課	電話番号
東区	総務課	645-1038	城南区	総務課	833-4055
博多区	総務課	419-1044	早良区	総務課	833-4304
中央区	総務課	718-1056	西区	防災・安全安心室	895-7037
南区	総務課	559-5063			

### 2. 補助金制度についての問い合わせ等

市民局 防犯・交通安全課 711-4054